

最大 70 万円助成！

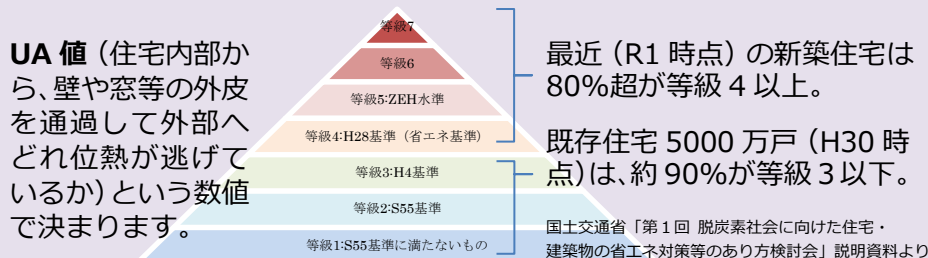
省エネ リフォーム

令和 8 年度 省エネルギーリフォーム補助金

居住環境の向上や環境にやさしいまちづくり推進のため、既存住宅の省エネ改修費用の一部を補助します。



■ 断熱性能の等級



■ 一次エネルギー消費量

住宅の暖房、給湯、照明等の設備機器で使うエネルギー消費量です。



■ 対象者・対象住宅

対象者 既存住宅の所有者等で、建物全体を次のいずれかの基準に適合させる工事を行い、**BELS 等の第三者認証を取得する者**。※再生エネルギー導入は要件としない。

適合させる基準	
① 省エネ基準	断熱性能等級 4 かつ一次エネルギー消費量等級 4
② ZEH 基準	断熱性能等級 5 かつ一次エネルギー消費量等級 6

対象住宅 既存住宅で次の①～③全てに該当するもの。

- ① 昭和 56 年 6 月 1 日以降の新耐震基準を満たす住宅
- ② 併用住宅の場合は、居住部分が全体の 1/2 以上の住宅
- ③ 道路に面した危険なブロック塀等が無い住宅

併用可能な市補助金

耐震住宅リフォーム支援事業

■ 補助対象経費

・建物全体を省エネ基準または ZEH 基準に適合させる改修工事

※住宅の省エネルギーリフォームに係るほかの国補助金 (先進的窓リノベ事業、こどもエコすまいる支援事業など) を受ける場合は、**工事費から補助額を差し引いたものを補助対象経費としてください**。

※詳細については、交付要綱をご確認ください。

■ 補助金額

適合させる基準	① 省エネ基準	② ZEH 基準
補助上限額(補助率)	30 万円 (10/10)	70 万円 (10/10)

申請期限 工事着工前に申請が必要です。

【問合せ・申請先】 羽咋市役所 2 階 地域整備課

☎0767-22-9645 FAX 0767-22-4484

〒925-8501 石川県羽咋市旭町ア 2 0 0 E-mail kensetsu@city.hakui.lg.jp